

更別村農業委員会議事録

令和6年 第8回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和6年8月22日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和6年8月22日（13時30分開会、14時00分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況（出席11名、欠席 1名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	欠席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	磯 忠 義

(4) 議事録署名委員

5番 井上委員 6番 藤澤委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 現況証明願について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 更別農業振興地域整備計画の変更について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

の決定について

(7) その他

- ① 「更別村農業委員会の概要」（令和6年度版）の配布について
- ② 令和6年第9回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。本日ですが、田中委員が所用で欠席と伺っています。残りの方は揃っていますので、ただ今から令和6年第8回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は11名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。昨日パークゴルフ等の南十勝の交流会に参加した方はお疲れさまでした。バスの中で、更別村はパークゴルフには力を入れないということで意思統一しましたので、出ていない方も、そのつもりでいてください。今日も数少ない天気の中、集まっていただきましたので、さっさと終わらせていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。5番 井上委員、6番 藤澤委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

- (1) 報告第1号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議 長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農地法第6条第1

項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。7月定例総会議案調製以降、2件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

2件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありました、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。こちらは任期替え以降初めての案件ですので、法令の説明をさせていただきます。

別紙の議件説明用資料をご覧ください。

「1. 報告第2号」、黒丸で農地法第3条の3「農地又は採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利<所有権の移転、使用貸借による権利や賃借権の設定など>を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号…のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく…その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と規定されています。端的にいうと、農用地については農地法や農業経営基盤強化促進法、農地中間管理法など、様々な法律による許可・決定等がなければ権利移動が出来ず、更に農地の権利を取得できるのは基本的に農業者だけなのですが、農地の相続に関しては許可等が不要で農業者でなくても取得できると、その代わり届け出をなさいという事が定められています。

議案に戻りまして、7月の議案調製以降に届出がありました、農地法の規定による農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

内容は記載のとおりで、権利の取得事由は相続によるものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(3) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。
今回1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。1頁に願出地の図面を付けております。

現地確認につきましては、担当委員を含む3名の委員にお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、地区担当の藤澤委員の方より報告をお願い致します。

【藤澤委員】 8月20日に確認してきました。本多委員、家常委員と確認してまいりました。現地はすでに老朽化しており壊す予定となっている格納庫及び雑種地となっており、畑としては活用されておりません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、本多委員、家常委員とも意見が一致しております。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。
(意見等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは証明するものと致します。

(4) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 続いて議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。所有権移転1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

こちらは、所有者が現在の経営主に経営継承した時点では、地目は農地でしたが、現況が農地ではなかったため、名義がそのままとなっていました。その後、現況が畑となったため、今回贈与するものです。

議案資料をお願い致します。2頁に図面を付けております。3頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、4頁左側の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、右側の「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは、現地確認いただきました井上委員より報告をお願い致します。

【井上委員】 8月13日に現地にまいりして、畑として活用されていることを確認してまいりました。

【議長】 これを踏まえてこれから審議に入ってくださいですが、しばし議案の資料の方に目を通していただきたいと思いますので、なるべく早く、よろしくをお願い致します。

（各委員申請内容確認）

【議長】 いかがでしょうか？よろしいですか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、ご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(5) 議案第 3 号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 続いて議案第 3 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第 3 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は 6 頁からになります。6 頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、11 頁に利用計画図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

続いて 2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は 14 頁からになります。14 頁が変更箇所的位置図です。15 頁に利用計画図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1 件目については、このあと議案第 4 号で農地法の転用許可申請が出て参ります。

また、2 件目については、現況地目が宅地という事で、農地ではないため農地法の許可申請は不要となっております。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、1 件目は議案第 4 号と関連しますので、第 4 号の説明が終わってから併せて審議と致します。

それでは2件目につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 なければ、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、2件目について、異議なしで回答するものと致します。

(6) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 続いて、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について説明願います。

【事務局長】 それでは引き続きまして議案第4号の説明を致します。農地法第4条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は6頁からになります。まず6頁に申請地の位置図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料7頁からは許可申請書の写しを付けております。一番下側に「2 転用計画」とあり、(1)に「転用目的」、次の頁の(2)に「転用事由の詳細」が記載されております。

中ほどの(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、その下の3には資金計画が記載されています。

11頁は利用計画図です。

12頁、13頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

12頁の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した

理由を記載のとおりとしております。続いて(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として、記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に13頁、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第3号の農振用途変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議 長】 それでは現地確認いただいた日光委員の方より報告お願い致します。

【日光委員】 本日8月22日現地を確認しました。本件は既存畜舎の増築を行うものであり、スペースを考慮すると畑の転用はやむを得ないものであると考えます。

【議 長】 それでは、しばらく時間を取りますので、議案と資料の内容の確認をお願い致します。その後でご審議いただきたいと思います。
(各委員内容確認)

【議 長】 いかがでしょうか？確認していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(意見等無)

【議 長】 なければ、まず議案第3号の更別村農業振興地域整備計画の変更について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 続いて、議案第4号の農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、議案第3号については、異議なしとして回答するものとし、議案第4号については、許可相当とし、併せて村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可するものと致します。

(7) 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等6件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

売買の1件目、内容は議案のとおりで、こちらは先月の定例総会で、あつせん報告と買入協議の要請を審議したものです。

売買の2件目、内容は議案のとおりで、こちら先月の定例総会で、あつせん報告と買入協議の要請を審議したものです。

売買の3件目、内容は議案のとおりで、こちら先月の定例総会で、あつせん報告と買入協議の要請を審議したものです。

売買の4件目、内容は議案のとおりで、こちら先月の定例総会で、あつせん報告と買入協議の要請を審議したものです。

売買の5件目、内容は議案のとおりで、こちら先月の定例総会で、あつせん報告と買入協議の要請を審議したものです。

売買の6件目、内容は議案のとおりで、こちら先月の定例総会で、あつせん報告と買入協議の要請を審議したものです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

- 【議 長】 ただ今説明がありましたので、まず売買1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて売買2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて売買3件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて売買4件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて売買5件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて売買6件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

ます。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 「更別村農業委員会の概要」（令和6年度版）の配布について

【議長】 それでは、その他の方へ移らせていただきます。その他の1番目、「更別村農業委員会の概要」（令和6年度版）の配布について、説明をお願い致します。

※ 概要配布

(2) 令和6年 第9回農業委員会定例総会について

※第9回定例総会は、9月26日（木）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 それでは、スムーズな進行ありがとうございます。これで第8回定例総会を終わりたいと思います。